

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-22
処分の種類	漁業権の制限、条件の付与			
根拠法令条例等・条項	漁業法第34条第4項			
処分の概要	内水面漁場管理委員会からの申請に基づく免許後の漁業権の制限、条件の付与			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (漁業権の制限又は条件) 第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。 4 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			